

令和元年度舞鶴市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度舞鶴市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、今年度の舞鶴市下水道事業会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

第2条 令和元年度舞鶴市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおりに改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
公共下水道事業費 （東浄化センター 汚泥処理設備改築分）	自 令和元年度 至 令和2年度	千円 400,000	自 令和元年度 至 令和3年度	千円 1,000,000

第3条 予算第8条に定めた予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を、次のとおりに改める。

（補正前）

- (1) 営業費用と営業外費用との間

（補正後）

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

令和元年9月3日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

債務負担行為に関する調書

事 項	区 分	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳		
			期 間	金 額	期 間	金 額	国 補 助 金	企 業 債	損益勘定留保 資金等
公共下水道事業費 (東浄化センター 汚泥処理設備改築分)	補正前	千円 400,000	—	—	令和元年度 から2年度 まで	千円 400,000	千円 220,000	千円 180,000	千円 —
	補正後	1,000,000	—	—	令和元年度 から3年度 まで	1,000,000	550,000	450,000	—